

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	母子家庭等医療扶助事業						担当部	健康福祉部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	保険年金課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	医療係		
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		11 地域医療		5 国民健康保険事業・公費助成医療の適正な運営を図る				
		副目的	12-6								
	予算区分	款	3	項	1	目	3	大	3	中	3
	根拠法令・個別計画	小牧市医療費の支給に関する条例									
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	100 %		委託	0 %		助成	0 %		
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	社会的弱者で経済的基盤が弱い母子家庭の母及び父子家庭の父並びに扶養されている18歳年度末までの子どもの医療費の保険診療に係る自己負担分を助成することで、必要な医療が安心して受けられるようにするとともに経済的負担の軽減を図る。									
	内容 (手段)	<p>受給資格は、所得制限があるため(児童扶養手当一部支給制限準用)毎年受給資格更新事務を行い、認定者に医療費受給者証を交付し受給者の資格管理を行った。県内医療機関(柔整、鍼・灸等を含む)における保険診療の自己負担分は現物給付で、県外医療機関での受診、補装具等の自己負担分は償還払いで、医療費の助成を行った。医療費の資格管理として過誤調整や高額療養費との調整を行い医療費の適正化を図った。</p> <p>※母子家庭等医療費の保険診療に係る自己負担分の助成は県補助対象であり、県が1/2を補助する。また、県補助対象の現物給付分の審査支払手数料についても県が1/2を補助する。</p> <p>直接経費の内訳(H23決算額) 127,371,271円 ・消耗品費(文具類) 51,140円 ・印刷製本費(受給者証等) 145,300円 ・通信運搬費(郵送料等) 26,000円 ・手数料(医療費算出・請求事務費) 1,732,191円 ・扶助費(医療費の助成金) 125,416,640円</p>									
受益者負担	無										

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	100,913	106,491	127,371	159,310	
		正職員	従事者数	人	0.40	0.30	0.50	0.50
			人件費	千円	2,127	1,595	2,659	2,659
		その他職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.30	0.40
			人件費	千円	151	119	555	743
		費用合計	千円	103,191	108,205	130,585	162,712	
	対前年比	%		104.8	120.6	124.6		
財源	一般財源	千円	52,352	56,720	67,896	83,677		
	国・県支出金	千円	50,839	51,485	62,689	79,035		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	受給者数	人	目標		—	—	—
実績				2,887	2,942	3,010	
受診件数	件	目標		—	—	—	—
		実績		34,889	35,448	39,438	
医療費助成額	円	目標		—	—	—	—
		実績		99,008,240	104,697,635	125,416,640	
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	一人当たりの助成額	円/人	目標		—	—	—
実績				34,295	35,587	41,667	
一件当たりの助成額	円/件	目標		—	—	—	—
		実績		2,838	2,954	3,180	

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	一件当たり、一人当たり助成額は毎年増加しており、母子家庭等の経済的負担が軽減され、安心して必要な医療が受けられている。
		事業実施における課題等	限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度としていく必要がある。
		事業を縮小・廃止したときの影響	経済的基盤が弱い母子家庭等の医療費の自己負担分の助成を廃止・縮小することは、対象家庭の経済的な負担を増加させ、市民サービスの低下となり、母子家庭等が安心して必要な医療を受けづらくなる。
今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持	
	判定理由	県における福祉医療制度の見直しや近隣市町村の福祉医療制度の助成状況を勘案しながら事業を進めていく必要がある。現状では対象者等を含め適切な助成であると考えている。	
	改善案等	資格取得や転入等の機会を捉え新規受給者を中心に制度の周知に努めるとともに、受給者の資格管理等を徹底し適正な医療費の助成を図っていく。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。